

犯罪の被害に遭われた方へ

鎌ヶ谷市犯罪被害者等支援条例による 見舞金等のご案内

犯罪行為により傷害を受けた方、犯罪行為により亡くなられた方のご遺族に見舞金等を支給します。

1 見舞金等の支給対象となる方

令和5年4月1日以降に発生した犯罪行為により傷害を受けた方または亡くなられた方のご遺族で、その犯罪行為が行われた時に鎌ヶ谷市民であった方となります。

※犯罪行為

日本国内または日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた人の生命または身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項または第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条または第36条第1項の規定により罰せられない行為および過失による行為を除く。）をいいます。

2 傷害見舞金

犯罪行為により傷害を受けた方

- | | |
|----------------|------|
| (1) 全治1月以上3月未満 | 5万円 |
| (2) 全治3月以上 | 10万円 |

※被害者の傷害の状態および加療を要する日数に関する医師の診断書の提出が必要です。

3 遺族見舞金

犯罪行為により亡くなられた方の第1順位遺族 30万円

※遺族見舞金の支給を受けることができる方

- 被害者の死亡の時に、次のいずれかに該当する方です。
 - 被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった方を含む。）
 - 被害者の収入によって生計を維持していた被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - 前号に該当しない被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合においては、上記（1）の適用については、その子は、その母が被害者の死亡の当時被害者の収入によって生計を維持していたときは上記（1）イの子と、その他のときは上記（1）ウの子とみなします。
- 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、上記（1）の順序とし、イおよびウの方のうちでは、それぞれ記載の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後とします。

4 転居費用助成

見舞金の支給を受けることができる方で、犯罪行為による被害により従前の住居に居住することが困難となり、転居した場合に、転居費用を助成します（最初の転居で5万円を限度とします）。

5 支給できない場合

- (1) 被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があるとき。
- (2) 被害者が犯罪行為を誘発したときその他当該犯罪行為による被害につき、被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 上記のほか、被害者またはその遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でない認められるとき。

6 申請期限

傷害見舞金および遺族見舞金は、犯罪行為による被害の発生を知った日から2年を経過したとき、または被害が発生した日から7年（転居費用助成は発生した日から1年）を経過したときは、申請することができません。

7 問い合わせ・申請窓口

〒273-0195

鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷 2-6-1

鎌ヶ谷市 市民生活部 安全対策課 防犯係

電話：047-445-1285（直通）

（平日 午前8時30分～午後5時）

※見舞金等の申請には、上記以外にも、被害届を提出していることなど、支給要件がありますので、事前にお問い合わせください。